

監 発 第 7 5 号
令和5年11月9日

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 進 藤 晃
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
選挙管理委員会 事務局	8月31日	9月20日～ 11月8日	10月13日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

選挙管理委員会事務局

指摘事項

【契約】

○契約の履行期限が守られていないもの

山形県議会議員選挙選挙公報配布業務委託、酒田市長選挙及び酒田市議会議員補欠選挙選挙公報配布業務委託の契約書において「受託者は、選挙管理委員会（以下、「選管」という。）から選挙公報を受け取った日を含め3日以内に配布完了するものとする。」「受取後、当日を含め3日以内に配布完了し、電話で選管に報告する。」と履行期限が定められている。

委託業務完了後に受託者から提出された各選挙公報配布枚数報告書によると、山形県議会議員選挙選挙公報配布業務委託については、令和5年4月3日から4月6日まで配布（配布完了日4月6日）、酒田市長選挙及び酒田市議会議員補欠選挙選挙公報配布業務委託については、令和5年8月21日から8月24日まで配布（配布完了日8月24日）とされており、どちらも選挙公報を受け取った日を含め4日目に配布完了と報告され、履行期限を超過している。また、受託者から配布完了後に電話連絡を受けた記録も確認できなかった。

契約書ののっとり、適正な業務を行うこと。